

i 老朽住宅除去事業

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

◆対象住宅

- ・町内にある個人住宅であること
- ・空き家（1年以上使用していない方）であること
- ・木造であること
- ・抵当権、賃借権などが設定されていないこと（土地を含む）
- ・住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと（築後30年経過など）
- ・倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること



◆申請者

次の①から③のいずれかに該当する方で町税などの滞納がないこと。

- ①登記簿上の所有者
- ②①の方の相続人代表者
- ③①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

※③の委任による申請をお考えの方は、事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

◆対象工事

次の①から③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ①建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること
- ②住宅すべてを除去する除去工事であること（住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・便所を備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。）
- ③ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること（ブロック塀の除去工事は対象外）

◆補助金額

除去工事費の10分の8（上限100万円）を補助します。

◆受付期間

7月8日（水）～8月14日（金）

◆結果通知

9月30日（水）までに審査の結果

（交付、不交付）を通知します。

◆注意事項

- ・補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- ・補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。
- ・住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。
- お問い合わせ
本庁まちづくり課住宅係
4312115
佐賀支所建設課土木係
5513700

i 動物の飼い方のルールとマナーを守りましょう

犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。

ご近所の皆さんが犬や猫の好きな方とは限りません。飼い主の方は周囲の方からも理解が得られるような気配りが大切です。

道路脇や個人の庭先、畑などを汚さないよう、必ず袋などを携帯し、フンの後始末を行ってください。

飼い主の方は動物の飼い方のルールとマナーを守り、人に迷惑がからないようにお願いします。また、犬や猫を捨てる人が後を絶たず、困っている人がいます。犬や猫を捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰則の対象となります。法律に違反するということを知っていたら、どうしても飼えなくなった場合は、新たな飼い主の方を見つけるよう努めてください。

飼えない子犬や子猫を増やさないためにも、避妊や去勢手術を受けさせましょう。

高知県では、猫の不必要な繁殖を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすために、メス猫の不妊手術費の一部を助成していますので、幡多福祉保健所へお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

4312800

幡多福祉保健所衛生環境課

3415119

